

尾道市人権啓発推進プラン

～人と結びつながるウェルビーイングのまち おのみち～



令和7年3月

尾道市



尾道市民憲章

昭和 53 年（1978 年）4 月 18 日制定

わたくしたちは、自然の景観に恵まれ、古い歴史をもつ尾道をこよなく
愛し、誇りとします。

わたくしたちは、先人の偉業をしのびつつ、郷土の発展と健康で明るく
住みよいまちづくりのために、この市民憲章を定めます。

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で ころろ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう

はじめに



本市では、合併20周年の節目を迎えた今年を尾道の新たな発展に向けたステップの年と位置づけ、ウェルビーイング*（身体的、精神的、社会的に良好な状態）を実現する「誰もが幸せを実感できる、誇れるまち」を目指して、“未来へ結び、つながるまちづくり”を推進しているところです。

すべての人が差別や偏見なく、尊厳と価値を認められ、自分らしく生きることができる人権尊重社会こそが、まさにウェルビーイングの基盤であると考えています。

「人権の世紀」といわれる21世紀の今日においても、依然として女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題など、様々な人権課題があるほか、「インターネット上の人権侵害」や「性の多様性への理解増進」など、社会の進展に伴い、新たな人権課題も生じています。

本市では、平成19年3月に尾道市人権啓発推進プランを策定しましたが、18年が経過した現在、その間の新たな法律の施行や複雑化する人権課題などに対応するとともに、すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイングを実感できる社会を実現するため、同プランの内容を見直し、改定することとしました。

結びに、本プランの策定にあたり、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び多大なご尽力をいただきました尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員の皆様並びに県立広島大学、関係者の方々に心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

尾道市長 平谷 祐宏

目 次

1 尾道市人権啓発推進プランの位置付け	1
2 尾道市人権啓発推進プランの目標	2
第1章 人権尊重の基本理念	3
第2章 人権啓発の推進方策	4
第3章 重要課題への取組	6
1 女性	7
2 こども	10
3 高齢者	13
4 障がいのある人	16
5 部落差別（同和問題）	19
6 外国人	22
7 感染症患者等	25
8 犯罪被害者とその家族	30
9 インターネットを使った人権侵害	32
10 性的指向・性自認	35
11 その他の人権問題	38
第4章 推進体制の確立	40
1 推進体制	
2 関係機関・各団体との連携・協力	
3 プランのフォローアップ及び見直し	

－ 資 料 －

用語解説	4 1
人権などに関する相談窓口一覧	4 4
尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員名簿	5 1
尾道市人権啓発推進プラン検討委員会設置要綱	5 2

表紙のロゴマークについて

合併20周年を記念して作成した、合併を象徴する花でもある桜をモチーフに、尾道市が未来へ向かって持続的に発展していくよう願いを込めたロゴマークです。

市木、市花である「さくら」の花びら5枚が、合併市町2市3町（尾道市、因島市、御調町、向島町、瀬戸田町）を表しています。各地域の地形をイメージした形の花びらが重なり合い、1輪の桜の花となっているデザインです。

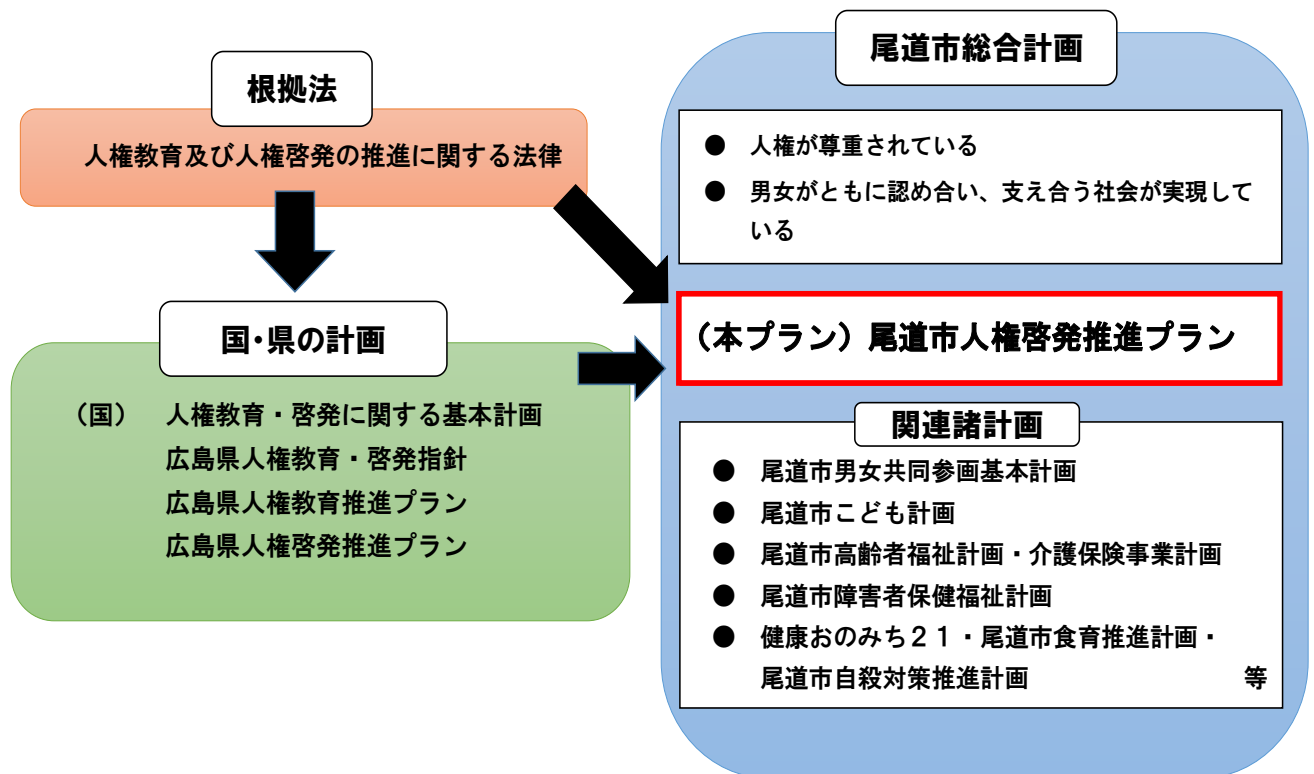
まちづくりを通じて5つの地域が結びつき、人と人とがつながり、こどもたちの未来へとつなげていくという意味も込めています。

* の表示がある用語は、資料「用語解説」に記載があります。

1 尾道市人権啓発推進プランの位置付け

本プランは、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、本市の人権啓発に係る施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として策定したものであり、「尾道市総合計画後期基本計画」の人権推進に関する分野別計画に位置付けます。

策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年(2002年)3月策定・平成23年(2011年)4月改定)」、「広島県人権教育・啓発指針（平成14年(2002年)5月策定）」及び「広島県人権教育推進プラン（平成14年(2002年)12月策定）・広島県人権啓発推進プラン（平成14年(2002年)11月策定・令和3年(2021年)3月改定)」に沿って、中・長期的な視点で「第2次尾道市男女共同参画基本計画」など他の個別計画とも相互連携を図った内容となっています。



2 尾道市人権啓発推進プランの目標

本プランは、人権に関する基本的な知識の普及、多様性への理解促進、差別や偏見の解消に向けた取組などを推進することで、すべての人の人権が尊重され、ウェルビーイング*を実感できる地域社会づくりを目標とします。

【参考】総合計画での成果指標

指標名	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和8年度)
市民満足度調査「一人ひとりの人権が尊重されている」と感じる市民の割合	49.6% (令和3年度)	46.2%	60.0%
市民満足度調査「男女共同参画が進んでいる」と感じる市民の割合	37.7% (令和3年度)	36.4%	50.0%

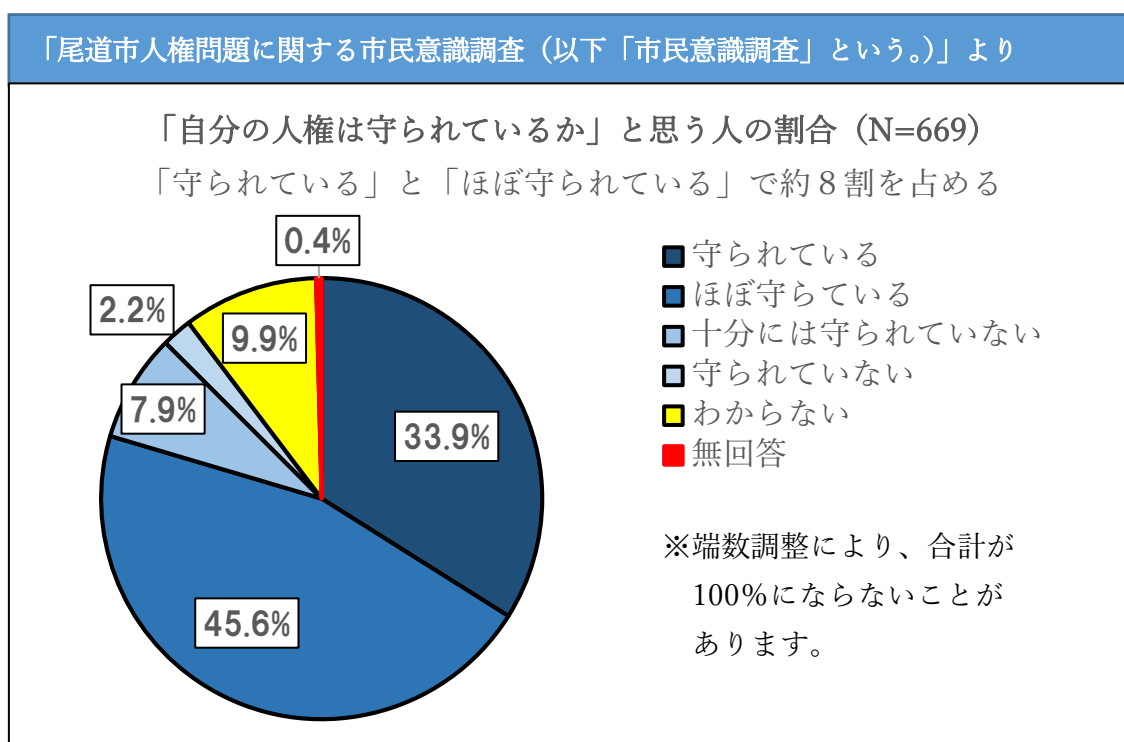


第1章 人権尊重の基本理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりの人権が共に尊重されることが必要です。

そのためには、すべての個人が相互に人権の意義や共存の重要性について理解を深めるとともに、その権利の行使に伴う責任を自覚して、自分の人権と同様に他者の人権についても尊重することが求められます。



市民意識調査の概要

- (1)調査対象者 市内に居住する18歳以上の方から2,000人を無作為抽出
- (2)調査方法 郵送による調査票配付・回収
- (3)調査期間 令和5年（2023年）10月6日から同月24日まで
- (4)有効回答率 33.5%（有効回答数 669）

第2章 人権啓発の推進方策

人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権啓発の内容

人権啓発は、市民一人ひとりが、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。こうした視点に立った啓発が必要であり、その内容として次に掲げるものがあります。

① 人権に関する基本的な知識の習得

国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利と規定している憲法をはじめ、人権にかかわる国内法令や国際条約を周知するなど、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要があります。

② 生命の尊さ

日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件も起きています。改めて、生命の尊さや他者との共生を真に実感できるような啓発を推進する必要があります。

③ 個性の尊重

異なる個性を前提としてお互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する必要があります。

④ 平和の維持

人権が守られるためには、その土台として平和が維持されていることが前提となります。日本においても、戦時中は基本的人権が著しく制限され、侵害されていました。

今を生きる私たちが、責任を持って平和を次世代へと繋いでいく必要があります。

(2) 人権啓発の方法

啓発の方法は、市民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえていることが重要です。こうした視点に立った配慮が必要であり、その方法として次に掲げるものがあります。

① 対象者の理解度に応じた啓発

人権啓発の方法に関して言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要があります。

② 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果があります。

例えば、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨するうえで、大きな効果を期待できます。

③ 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等の啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果がありますが、市民の一人ひとりが人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界があると考えられます。

市民が主体的・能動的に参加できるような参加型・体験型の啓発手法も引き続き検討が必要です。

第3章 重要課題への取組

法務省の人権擁護機関では、毎年その年度の「啓発活動重点目標」を定めるとともに、具体的な課題として、「啓発活動強調事項」を掲げ、人権啓発活動を実施しています。

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) こどもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別（同和問題）を解消しよう
- (6) アイヌ*の人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病*患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティ*に関する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

【令和6年度 啓発活動強調事項】

本市においても、上記事項を踏まえるとともに、社会情勢の変化による新たな課題にも対応できるよう、きめ細やかに取組を推進していきます。

1 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。また立法的な措置として「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成28年（2016年）には「女性活躍推進法」の全面施行、平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行など、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本市では、平成28年（2016年）4月に「尾道市男女共同参画推進条例」を施行し、令和4年（2022年）3月に「あなたもわたしも自分らしく生きるまち尾道（第2次尾道市男女共同参画基本計画）」を策定しました。

しかし、「市民意識調査」において、「女性の人権について、どのような問題があると思うか」について聞いたところ、「古い考え方や社会通念、慣習・しきたりによる女性の活躍の制限」58.3%、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的な扱い」51.1%、「職場において差別待遇を受けること」36.6%となっています。

性別にかかわらず誰もが、個性と能力を十分発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について、市民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。こうした意識の変革を図るためには、男女共同参画に向けた啓発において、効果的な取組を行っていく必要があります。

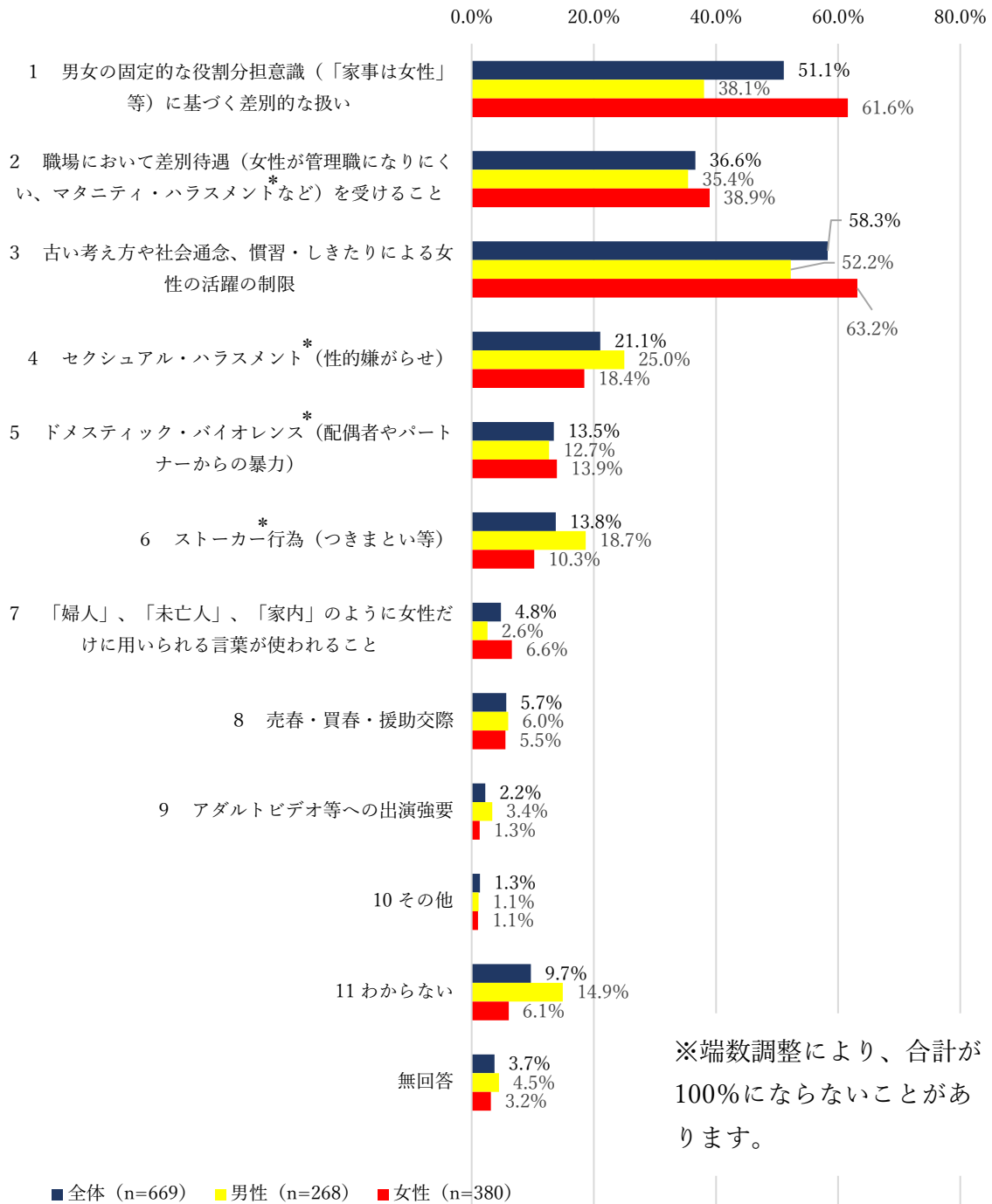
また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント*、ストーカー*、デートDV*など人権を侵害する事案が発生しており、被害者の多くは女性が占めているほか、被害を受けても相談しない人もいます。

「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなど立法的措置がとられています。未然防止や救済に向け、人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。

このような状況を踏まえ、性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を醸成するため、互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう啓発活動を充実させる必要があります。

女性の人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消、社会通念・慣習の見直し等を促進するため男女共同参画に関する啓発を推進します。
- ② あらゆる分野の政策・方針に女性の意見を取り入れるために、市の審議会等の委員への女性の登用の推進や事業所等において女性の役員や管理職が増えるよう、情報を提供するとともに、事業所等の環境づくりを支援します。
- ③ 雇用における男女機会均等や職場における男女平等を推進するために、企業等への啓発に取り組みます。
- ④ 様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。
- ⑤ 配偶者暴力やストーカー*事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携し、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。
- ⑥ 地域及び家庭において男女が互いを尊重する意識を高めるために、多様な学習機会を提供します。



2 こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」等においてその基本原理や理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

平成25年（2013年）には「いじめ防止対策推進法」、平成26年（2014年）には「児童ポルノ禁止法」改正法が施行され、さらに平成28年（2016年）に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童福祉を保障するための原理が明確化されました。

また、令和4年（2022年）にはこども施策の基本理念を定めた「こども基本法」が制定され、令和5年（2023年）4月にはこどもにかかわる政策を統括する「こども家庭庁」が発足しています。

しかしながら、こどもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にあります。全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数も増加を続けており、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。

また、全国の学校におけるいじめの認知件数も増加傾向にあり、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた重大事態の発生件数も大きく増加しています。

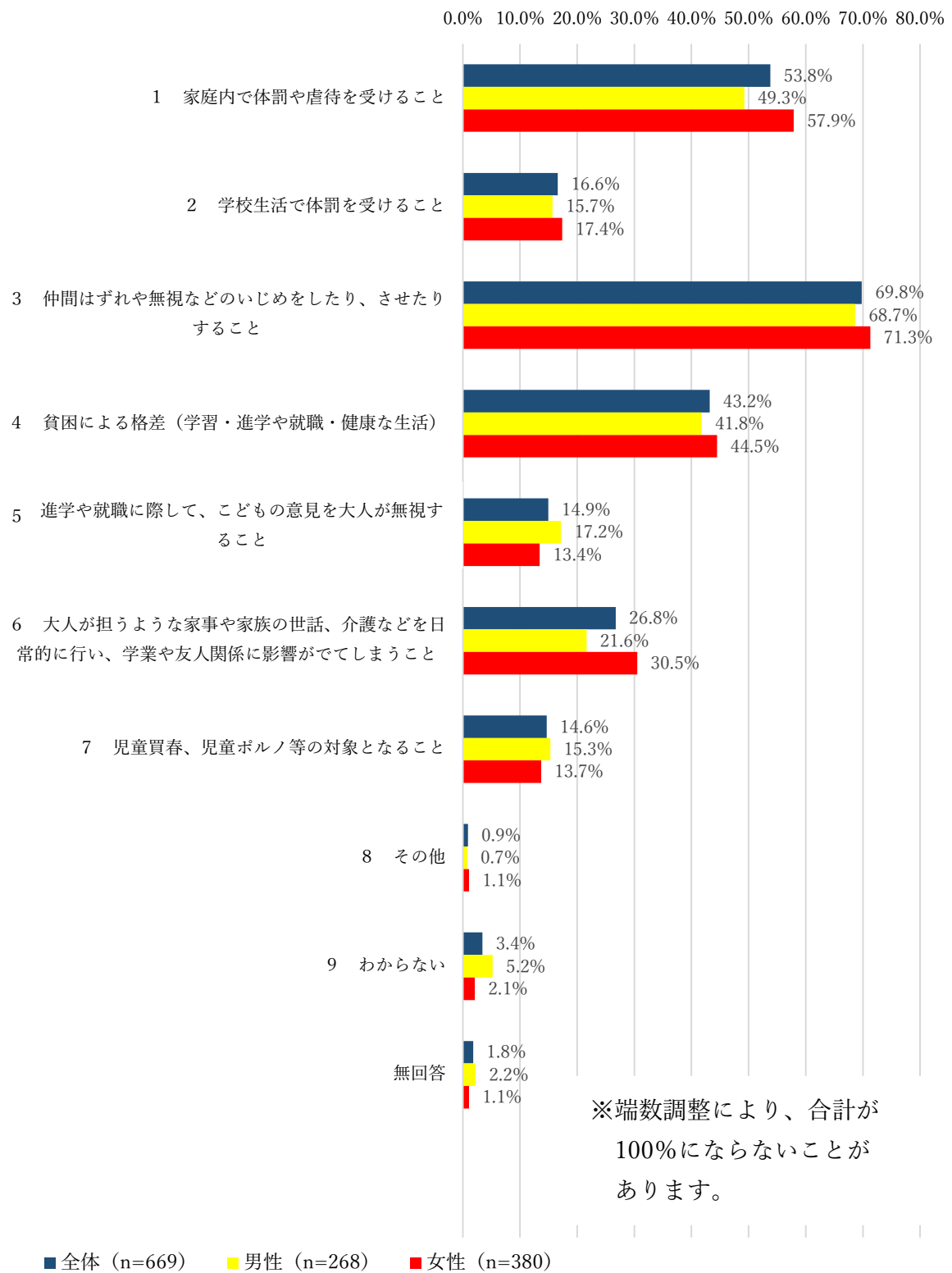
さらに、SNS*に起因する犯罪による被害を受けるこどもの数も高い水準で推移しており、児童売買春・児童ポルノ、薬物乱用などによるこどもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。

「市民意識調査」において、「こどもの人権について、どのような問題が起きていると思うか」について聞いたところ、「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、されたりすること」69.8%、「家庭内で体罰や虐待を受けること」53.8%、「貧困による格差」43.2%となっています。

このような状況を踏まえ、すべてのこどもが、その個性や人格が尊重されるとともに、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、権利の主体として自らのことについて意見を表明する機会を与えられるなど、持って生まれた能力を最大限に伸ばしながら健やかに成長することができる社会づくりのための取組を行う必要があります。

こどもの人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① こども自身が自らの権利を自覚し、理解を深めることができるよう、こども基本法、子どもの権利条約の内容等、こどもの権利について、周知・啓発を推進します。また、人権啓発を推進する中で、こどもの周りの大人が、こどもが権利の主体であることを理解し、尊重できるよう、様々な機会・媒体を活用して周知・啓発を推進します。
- ② 地域共生社会*の理念を踏まえ、地域全体がこどもや子育て家庭を見守り、こどもの成長を支援する意識の醸成を図ります。
- ③ 児童虐待など、こどもの健全育成上重大な問題の解決に向けて、身近な相談機関や地域の支援体制を図るとともに、虐待に気付き、迅速に対応するために、啓発を推進し、関係機関の連携強化を図ります。
- ④ ヤングケアラー*やいじめ、不登校、ひきこもり等、困難な状況にあるこどもへの支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含めた重層的な支援を推進するとともに、こどもの自殺対策を推進します。
- ⑤ こどもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、人権文化センター等における各種講座の学習機会の充実を図ります。
- ⑥ こどもが家庭において、基本的な生活習慣を身に付けるとともに、将来の自立に向けて十分に意見を表明することができるなど、心身の調和のとれた発達が図られるよう、保護者等が家庭教育について学ぶための機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努めます。



3 高齢者

我が国では、世界に類を見ない急速な高齢化が進行しており、令和5年（2023年）時点では高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は29.1%となっています。社会・経済の構造や国民の意識がこれに順応できるよう、早急な対応が課題となっています。また、都市部と地方では高齢化の進みが大きく異なり、本市の高齢化率は令和5年（2023年）時点では37.0%となっています。

本市の65歳以上人口は、平成30年（2018年）をピークに穏やかに減少し、75歳以上人口のピークは令和9年（2027年）と推計しており、少子化の影響等により高齢化率は引き続き上昇すると見込まれています。

国においては、平成7年（1995年）に制定した「高齢社会対策基本法」に基づき、令和6年（2024年）に「高齢社会対策大綱」を閣議決定し、（1）年齢にかかわらず希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、（3）加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築、の3つの基本的な考え方が示されています。

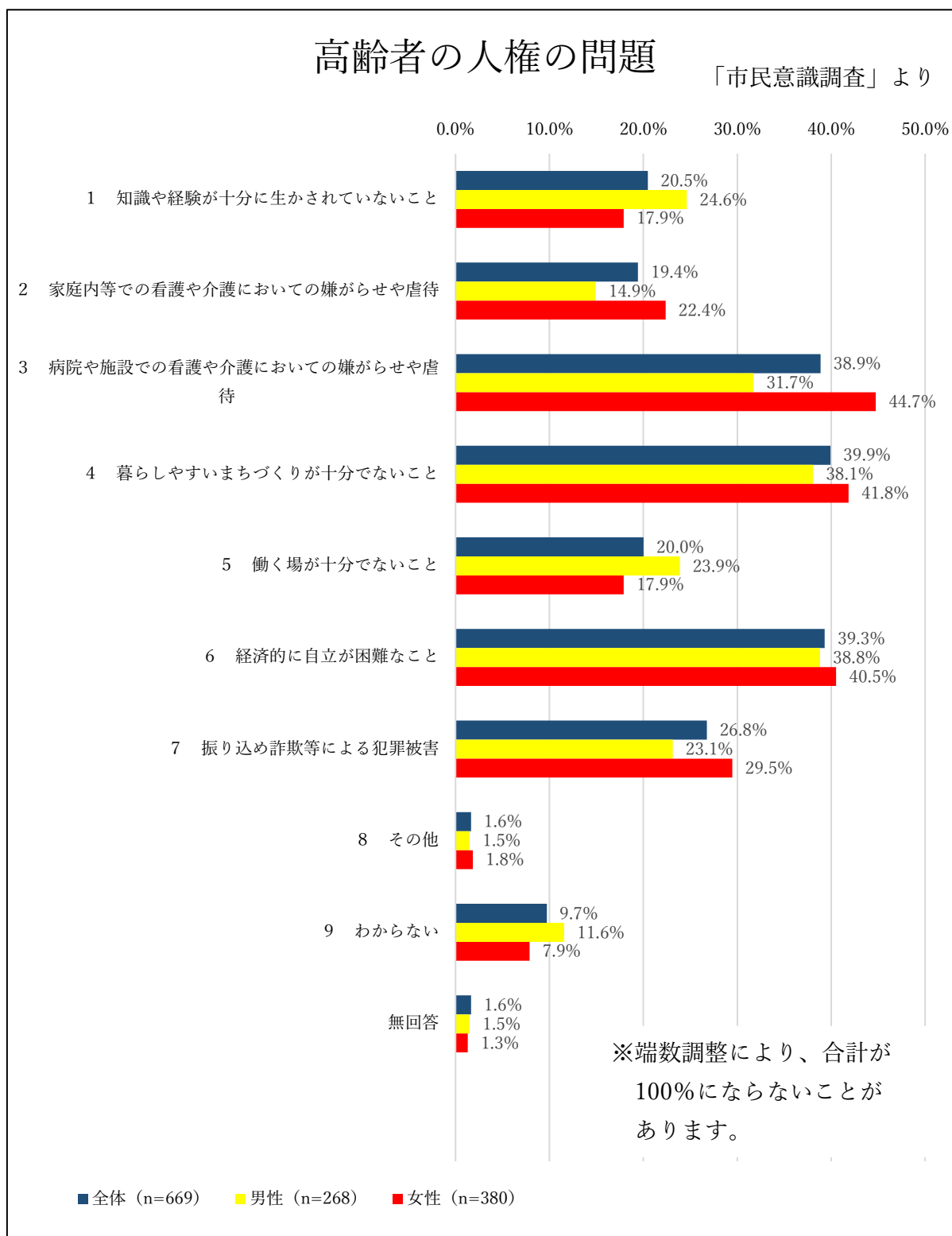
また、社会全体で高齢者の介護を支える「介護保険制度」や、判断能力が十分でない人の財産と権利を守り支援する「成年後見制度」、高齢者虐待の予防や早期発見・早期対応を図ることを目的とした「高齢者虐待防止法」など、高齢者の権利擁護の推進が図られています。

「市民意識調査」において、「高齢者の人権について、どのような問題があると思うか」について聞いたところ、「暮らしやすいまちづくりが十分でないこと」39.9%、「経済的に自立が困難なこと」39.3%、「病院や施設での看護や介護における嫌がらせや虐待」38.9%となっています。

このような背景には、少子高齢化や核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加したことに加え、生活様式の変化や価値観の多様化等により地域のつながりが希薄になっていることなどが考えられます。認知症の高齢者が家に閉じこもりがちになるなどといった社会環境も、高齢者の人権侵害につながる要因と言えます。

高齢者の人権尊重のためには、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるような取組を推進するとともに、高齢者が自分の尊厳を

保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等についての正しい知識や権利擁護に関する理解を深めていくことが必要です。



「重点取組項目」

- ① 高齢者の人権についての認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化します。
- ② 「敬老の日」等における行事を通じ、広く市民が高齢者の福祉について関心や理解が深まるよう啓発に努めます。
- ③ 高齢者の豊かな知識や経験が地域に還元され、活力ある地域社会を築くために、高齢者の就労・就労的活動・ボランティア活動などの社会参加を促進します。
- ④ 高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。
- ⑤ 地域で暮らす高齢者を医療・介護・福祉・権利擁護など様々な面からサポートする「地域包括支援センター」について、広く市民に周知するとともに、高齢者や家族等の相談を受けやすい体制づくりに努めます。
- ⑥ 判断能力が十分でない人や虐待等により様々な困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し安心して生活していけるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携しながらその権利や財産を守るよう支援します。



4 障がいのある人

平成23年(2011年)に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止(社会的障壁の除去)等の基本原則が規定されました。

さらに、「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」等、国内法が整備されるとともに、平成26年(2014年)には「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

また、「障害者差別解消法」においては、公的機関に義務付けられていた「合理的配慮の提供」が令和3年(2021年)の改正により令和6年(2024年)4月からは事業者にも義務付けられるなど、障がいのある人への権利擁護が進められています。

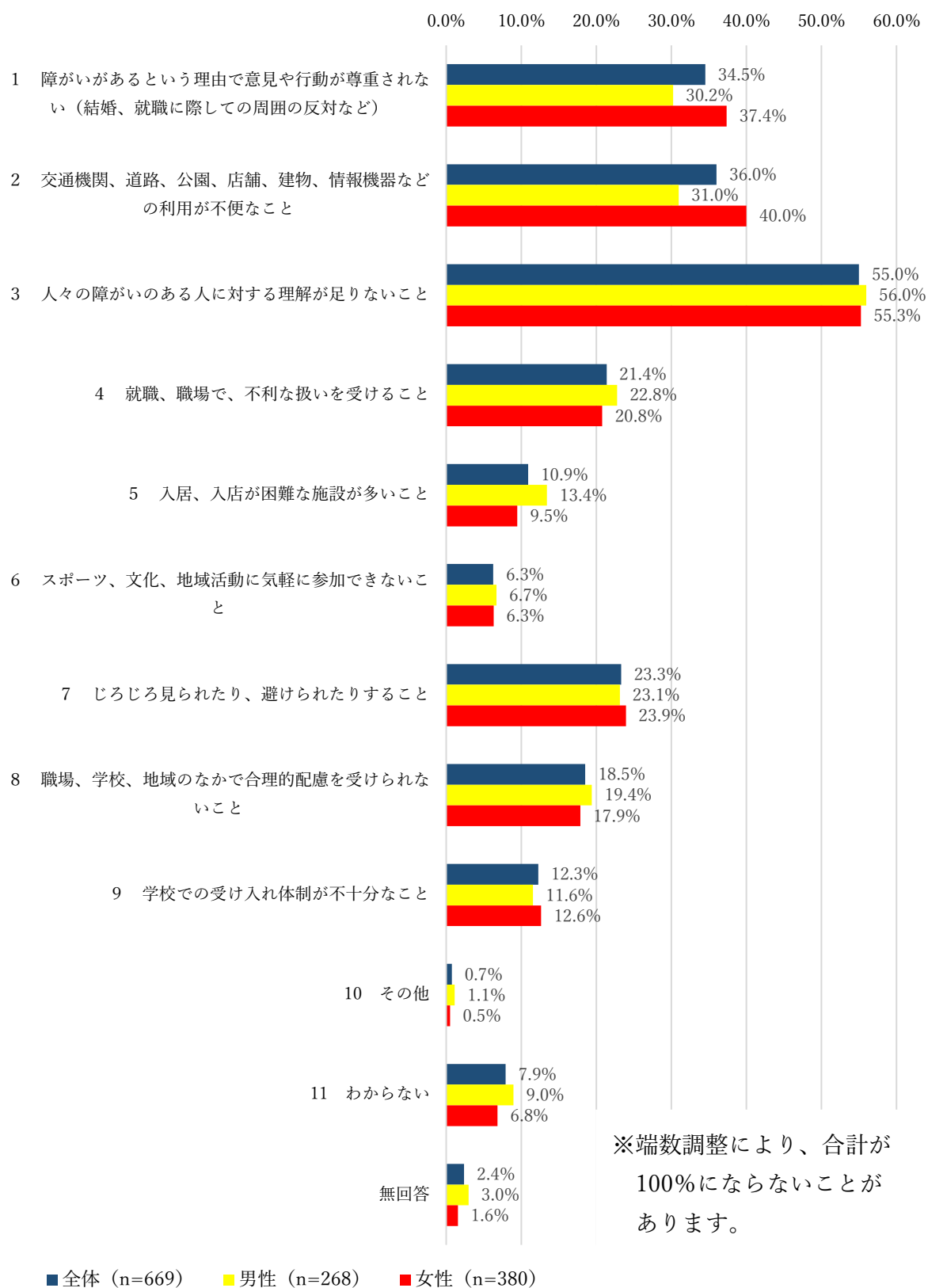
本市においても、障害の有無にかかわらずすべての市民が人格と個性を尊重しながら共生する「地域共生社会*」を目指し、「尾道市第5次障害者保健福祉計画・尾道市第7期障害福祉計画・尾道市第3期障害児福祉計画」をはじめとする様々な施策を推進しています。

「市民意識調査」において、「障がいのある人の人権について、どのような問題があるか」について聞いたところ、「人々の障がいのある人に対する理解が足りないこと」55.0%、「交通機関、道路、公園、店舗、建物、情報機器などの利用が不便なこと」36.0%、「障がいがあるという理由で意見や行動が尊重されない」34.5%となっているように、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むうえでは、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状況におかれています。さらに、障害や障がいのある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。

このため、「こころのバリアフリー*」や「ノーマライゼーション*」の考え方を普及し、障がいのある人に対する偏見や差別意識を解消するための様々な啓発活動を継続的に行う必要があります。

障がいのある人の人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① こころのバリアフリー*や障がいのある人に対する差別意識を解消するための啓発を行い、すべての人が生活しやすい社会となるよう、ノーマライゼーション*の考え方の普及に努めます。
- ② 障害者差別解消法に基づき、お互いの人格と個性を尊重しあう共生社会の理念を普及するため、市民向け出前講座等の開催とともに、ケーブルテレビ放送、FM放送を通じた啓発や企業等に対しても更なる周知を図ります。また、地域自立支援協議会権利擁護部会において、関係機関等から提供された差別に関する相談又は相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取組を協議します。
- ③ 障がいのある人とその家族の個別ニーズに応じた専門的な相談機能の充実など、ライフステージ*に応じた相談体制の充実を図ります。
- ④ 障がいのある人が社会参加しやすい体制・環境を整備するため、コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記者の派遣など）の利用拡大に努めます。
- ⑤ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する尾道市職員対応要領」に基づき、窓口等での不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うとともに、手話通訳のできる職員の確保や筆談による対応及び車いすで来庁しやすい動線を確保するなど、合理的配慮に努めます。
- ⑥ 障害者差別解消法や障がいのある人を取り巻く制度、多様化する障害への理解に向けて、職員研修等を通じ、市職員の意識や知識の向上を図ります。



障害者のための国際シンボルマーク

※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。
特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

【出典：（財）日本障害者リハビリテーション協会】

5 部落差別（同和問題）

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が長い間経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活上の様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決に向けて、昭和44年（1969年）の「同和对策事業特別措置法」、昭和57年（1982年）の「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」によって、本市でもこれまで各種の特別対策を展開してきました。

この結果、環境整備等については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13年度（2001年度）末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、その後の施策については、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。しかしながら、インターネット上の差別的な書込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別投書・差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。

こうした中、平成28年（2016年）には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

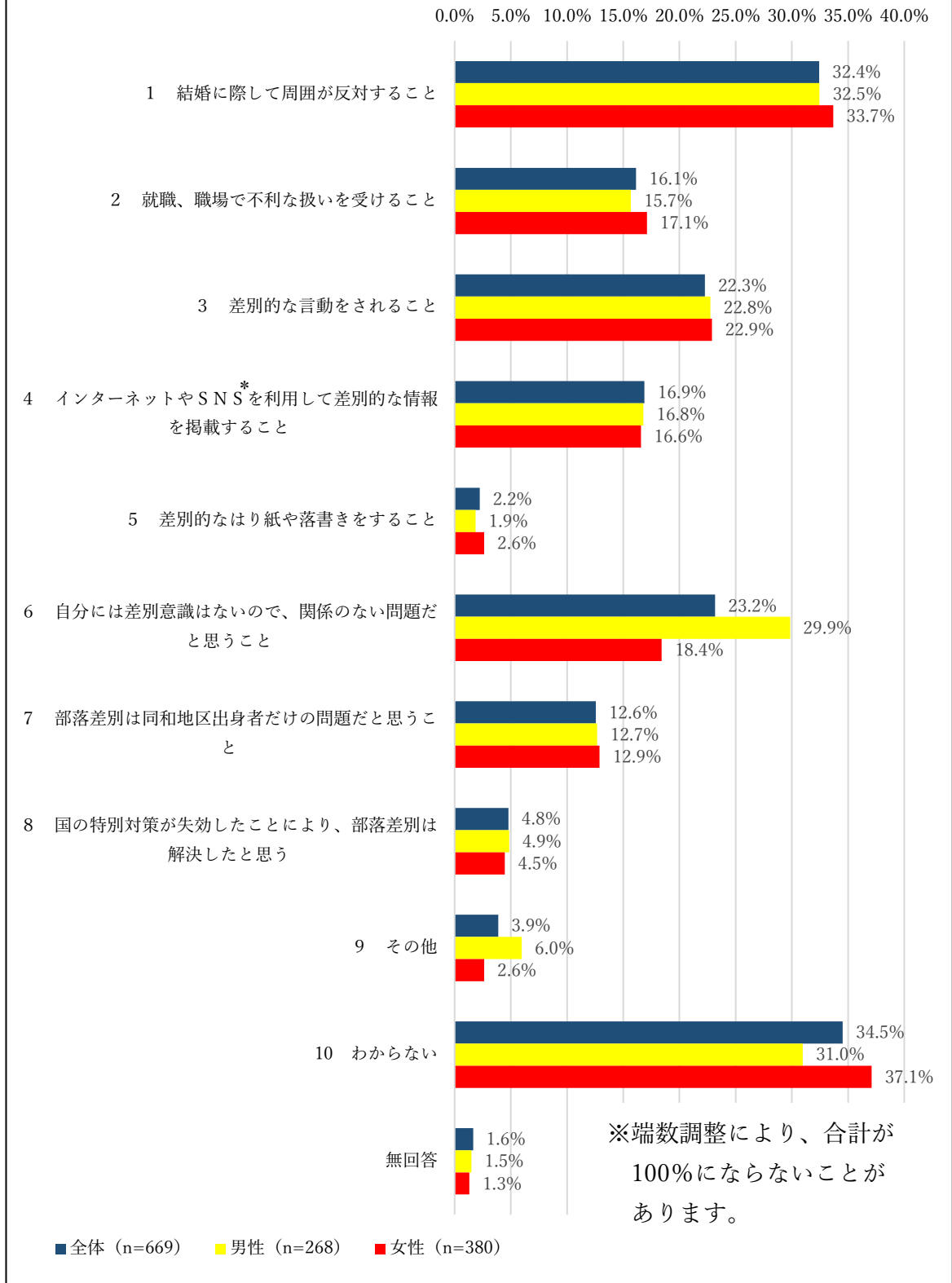
本市においても、差別意識の解消に向け、人権啓発に取り組んできましたが、「市民意識調査」において、「部落差別について、どのような課題があると思うか」を聞いたところ、「結婚に際して周囲が反対すること」32.4%、「差別的な言動をされること」22.3%となっているように、この問題に関する差別意識は依然として存在しており、今後とも粘り強く取り組んでいくことが求められています。

一方で、「わからない」という回答が34.5%となっていることから、認知度や関心度が高いとは言えない結果となっています。

このような状況を踏まえ、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を引き続き推進していく必要があります。

部落差別の課題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① 部落差別（同和問題）について正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するため、市民を対象とした講演会や広報紙等により、各種の啓発活動を引き続き実施します。
- ② 地域社会全体における福祉の向上と人権啓発の市民交流の拠点である本市人権文化センター、ふれあいセンター、ふれあい館において、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進します。
- ③ 尾道人権擁護委員協議会が行う人権相談等の取組を支援するなど、人権相談体制の充実に努めます。
- ④ 人権問題に取り組んでいる尾道人権啓発企業推進協議会と連携して公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう啓発を推進するほか、企業の研修会等への支援を行います。
- ⑤ インターネットへの悪質な書込みなど、不適切なものをモニタリング（監視）し、プロバイダ*に対し当該書込みの削除を求めることを継続します。
- ⑥ 社会教育施設等における人権問題に関する講座や事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。



6 外国人

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ*であるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年(2016年)に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成29年(2017年)に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

しかし、言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、こどもの教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

本市に居住している外国人は、平成25年(2013年)には約1,500人でしたが、令和5年(2023年)には約3,700人と増加しており、全人口に占める割合も2.87%となっています。

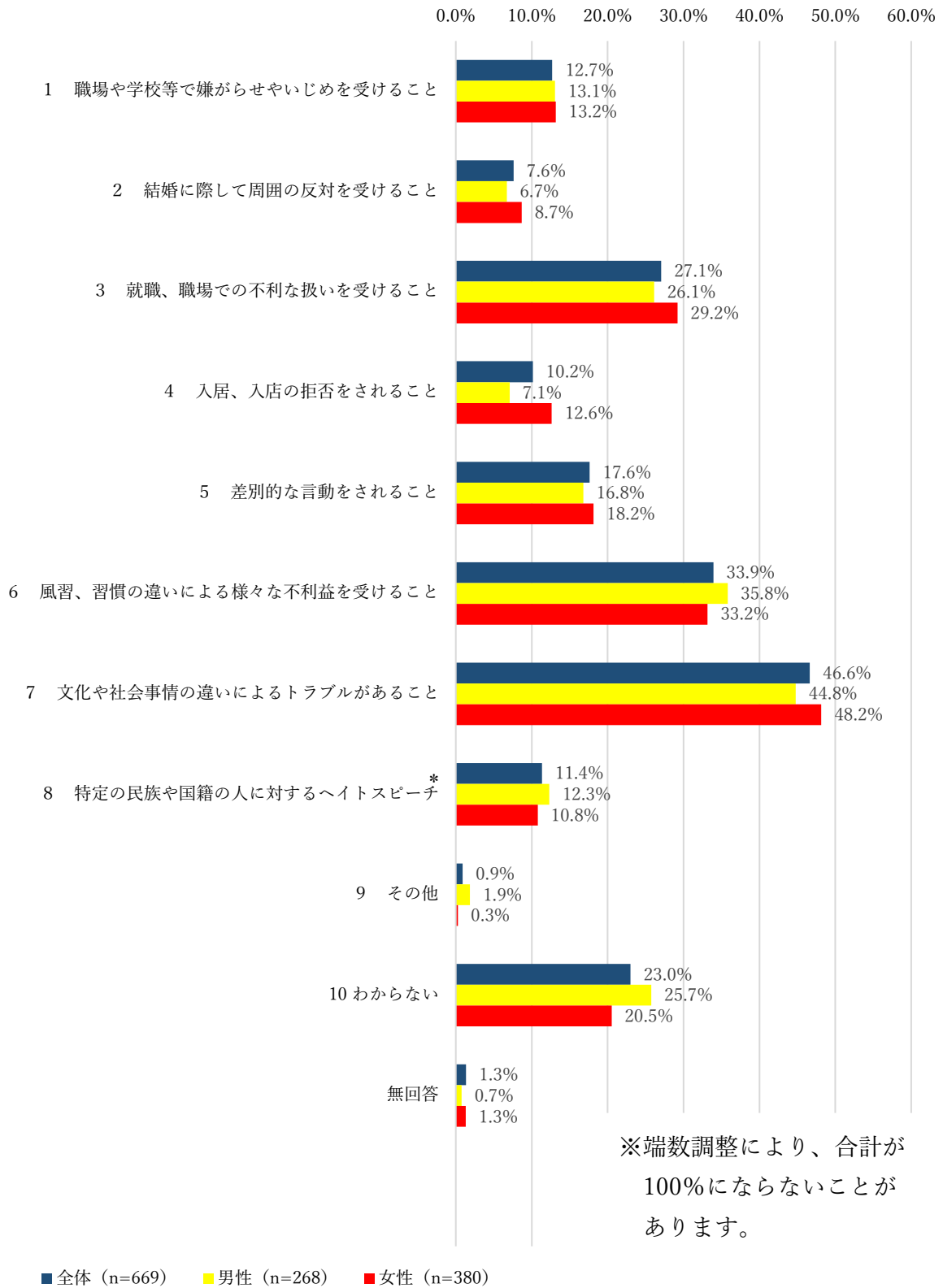
こうした中、本市では、国籍や文化の違いを認め合い、市民と外国人がともに暮らしやすいまちづくりを推進するため、市政情報発信充実事業や国際交流推進事業などに取り組んでいます。

「市民意識調査」において、「日本に居住している外国人の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「文化や社会事情の違いによるトラブルがあること」46.6%、「風習や習慣の違いによる様々な不利益を受けること」33.9%となっています。

このような状況から、SDGs*の概念も踏まえ、本市に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があります。

日本に居住する外国人の人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① 異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。
- ② 外国人市民と日本人市民との相互理解、異文化理解を深めるための交流事業を推進するとともに、外国人市民の地域社会への参画を促進し、外国人市民も共に活躍できる環境づくりを推進します。
- ③ 外国人市民が安心して生活できるよう、多言語での情報提供や、相談対応等、生活環境の充実を図ります。
- ④ 社会教育施設等における異文化理解に関する講座や交流事業等を充実することにより、人権尊重思想の普及に努めます。



7 感染症患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー*侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症にかかわらず市民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動ができるよう啓発を行う必要があります。

ここでは、H I V*感染者等とハンセン病*患者・元患者等について取り上げます。

(1) H I V感染者等

エイズ患者やH I V感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできましたが、そのことが原因となって、診療拒否、就職拒否、職場解雇など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

しかし、H I V感染症の主な感染経路は、「性的接触による感染」、「血液を介する感染」、「母子感染」の3つの経路に限られているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を予防したり、遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきています。

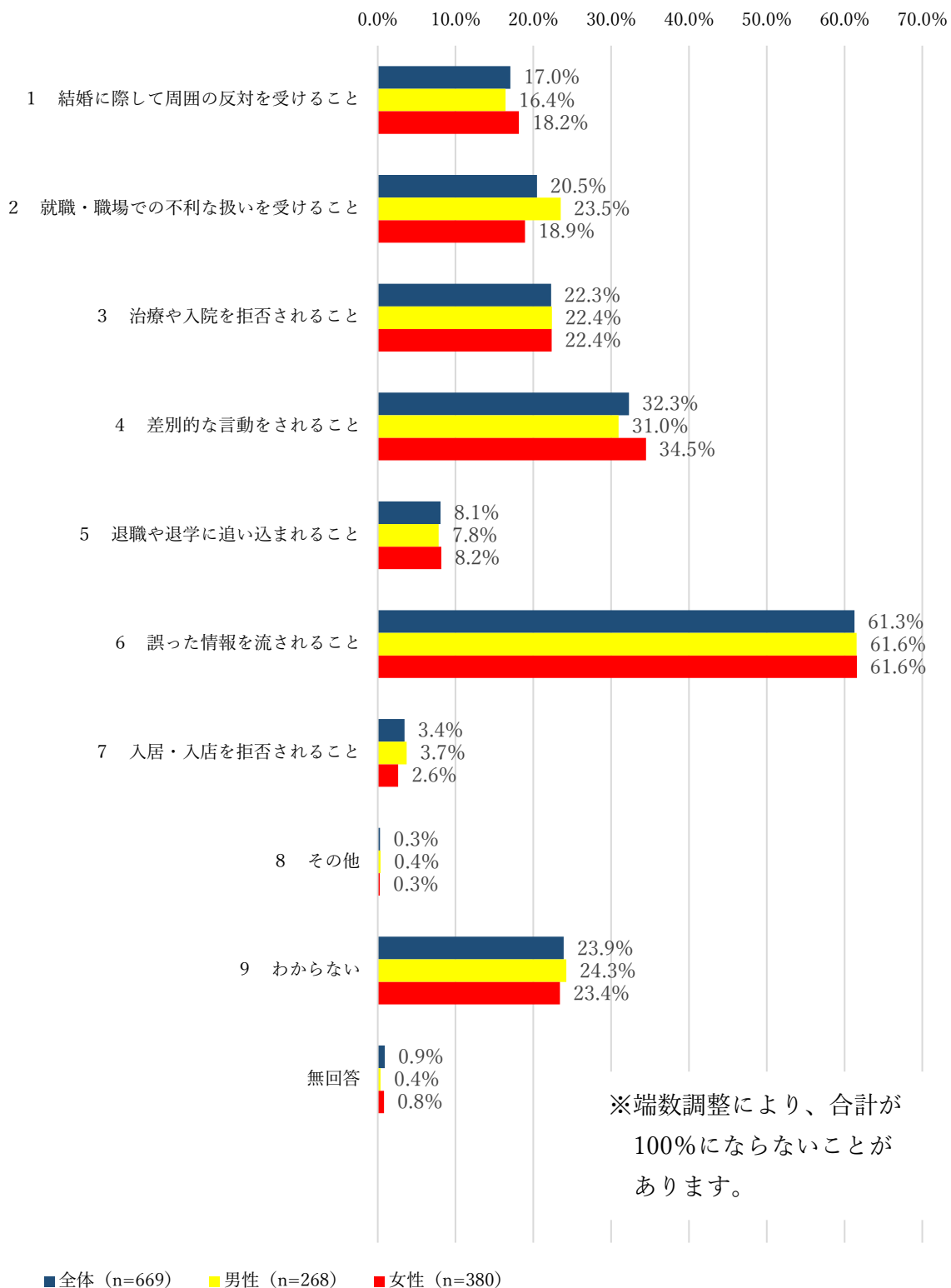
「市民意識調査」において、「エイズ患者など感染者の人権について、どのような人権問題があると思うか」を聞いたところ、「誤った情報を流されること」61.3%、「差別的な言動をされること」32.3%となっています。

しかしながら、「わからない」という回答も23.9%あり、認知度や関心度が低いことが伺えます。

このような状況を踏まえ、正しい知識と行動を取るにより安心して暮らせることや、すべての人の生命の尊さ、生きることの大切さを広く市民に伝えていく必要があります。

エイズ患者など感染者の人権の問題

「市民意識調査」より



(2) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病*は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年（1931年）以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も偏見や差別にさらされてきました。

こうした政策は、昭和30（1955）年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白になった後も依然として改められることはありませんでした。平成8年（1996年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく隔離政策は終結することとなりましたが、療養所入所者の多くは、家族や親族との関係を絶たれ、入所者自身も高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、また患者・元患者に対する入居拒否等の差別や嫌がらせにより社会復帰が困難な状況にあります。

このような状況のもと、平成13年（2001年）にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下され、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされたことを踏まえ、平成21年（2009年）にハンセン病問題の解決の促進に関する必要な事項などを定めた「ハンセン病問題基本法」が施行されました。

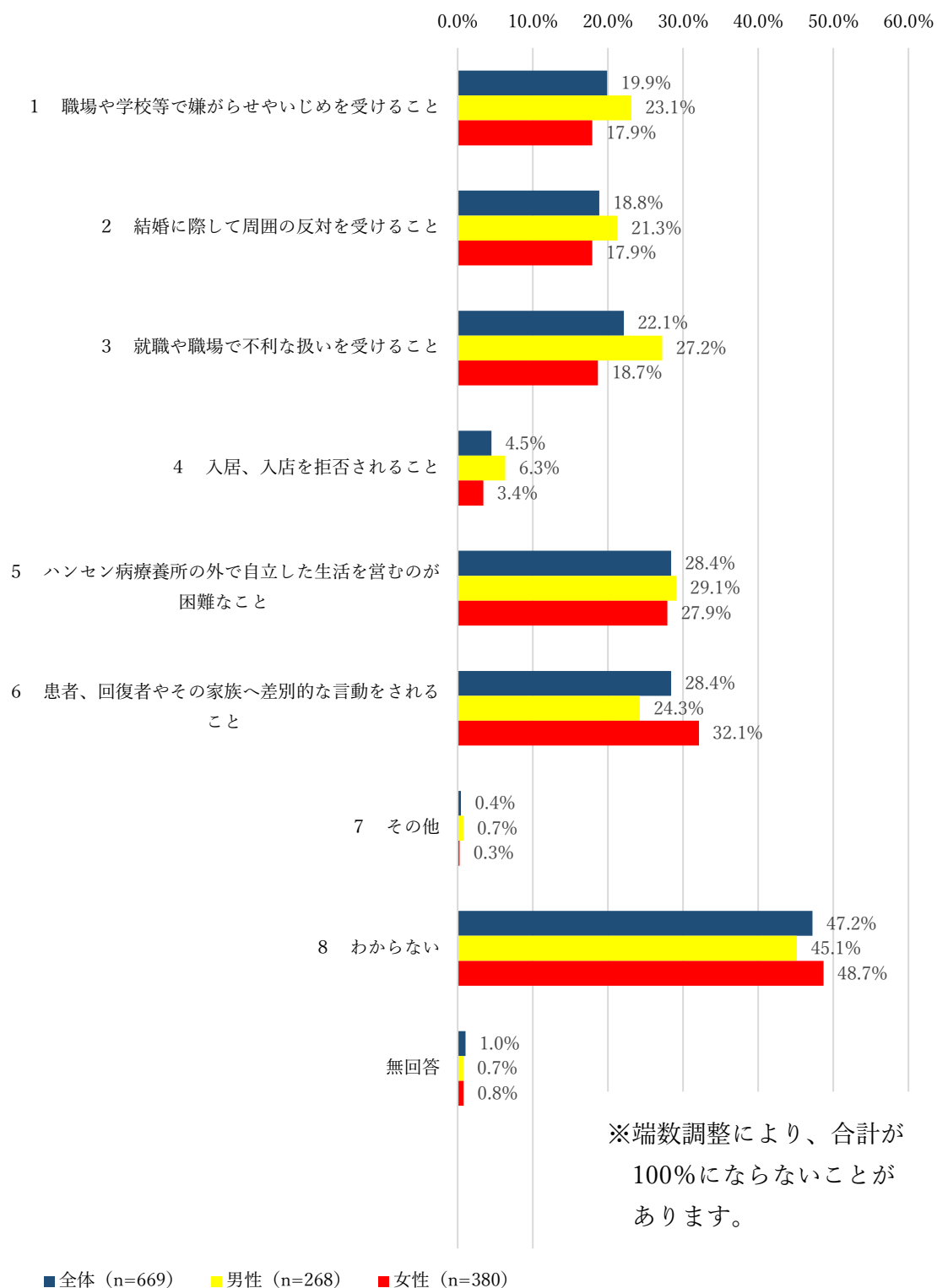
このことにより、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつあります。

また、令和元年（2019年）には元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されました。

「市民意識調査」において、「ハンセン病患者・回復者やその家族の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、47.2%が「わからない」と回答しています。

このような状況を踏まえ、本市でも、病気に対する正しい知識や、すべての人の生命の尊さ、生存することの大切さを広く市民に伝えるとともに、ハンセン病患者及び元患者、そしてその家族に対する偏見や差別意識をなくすための啓発を行う必要があります。

ハンセン病*に関する人権の問題 「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① 「感染症予防法」の基本理念を踏まえ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努めます。
- ② エイズ患者やH I V*感染者に対する偏見や差別意識を解消し、H I V感染症及びその感染者等への理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を推進します。
- ③ ハンセン病*患者等に対する偏見や差別を解消し、療養所に入所しているハンセン病回復者が円滑に社会復帰でき、地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、ハンセン病についての正しい理解と知識の普及に努めます。
- ④ 新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、正しい知識と理解促進について啓発します。
- ⑤ 感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。



8 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー*侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。

また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、県の調査によると、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約4割という状況になっています。

犯罪被害者等が置かれた状況に対する市民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

国では、平成16年（2004年）に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、令和6年（2024年）に「犯給法施行令」が改正され、給付金額の増額等が図られました。

「市民意識調査」において、「犯罪被害者・家族の人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」57.4%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」52.3%、「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」44.7%となっています。

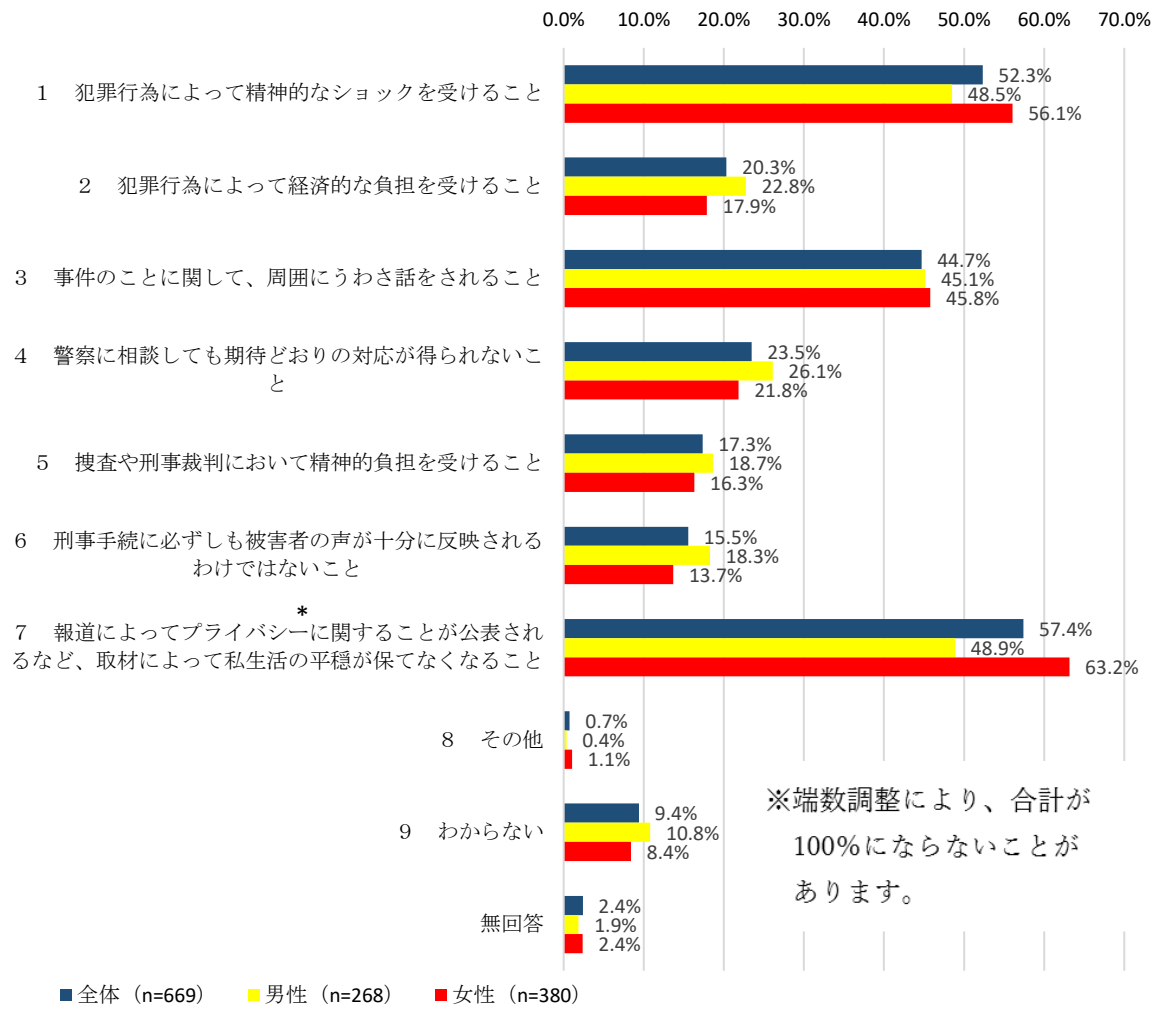
このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、市民の理解や共感を深めるための啓発を行っていく必要があります。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」

犯罪被害者・家族の人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① 犯罪被害者等が置かれた状況に対する市民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、民間支援団体や関係機関と連携して啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、新たに関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を支援します。
- ③ 新たに犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援者が幅広く活用できるよう市のホームページ等で発信します。

9 インターネットを使った人権侵害

スマートフォンやタブレット端末等の普及により、インターネットはより身近になり生活に欠かせないものとなっています。一方で、インターネットを使った人権侵害は深刻さを増しています。また、個人の情報を不正に収集・利用・提供することによる人権侵害も引き起こされています。

インターネットにおいては、電子メールやLINE*などの特定の利用者間の通信のほかに、ネットニュースやSNS*を利用する不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がありますが、いずれも発信者に匿名性があること、情報発信が技術的・心理的に容易にできることが特徴です。

「市民意識調査」において、「インターネットを使った人権侵害について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」75.5%、「差別的な情報を掲載した人を厳しく罰する決まりがないこと」46.6%となっており、それらに加えて、個人情報やプライバシー*情報が掲載されること、出会い系サイト等が犯罪を誘発する場となっていることなどに対する不安が多くなっています。

国においては、高度情報通信社会における個人情報の取扱いに関し、平成14年（2002年）に「プロバイダ*責任制限法」、平成17年（2005年）に「個人情報保護法」、平成21年（2009年）に「青少年インターネット環境整備法」を施行しました。

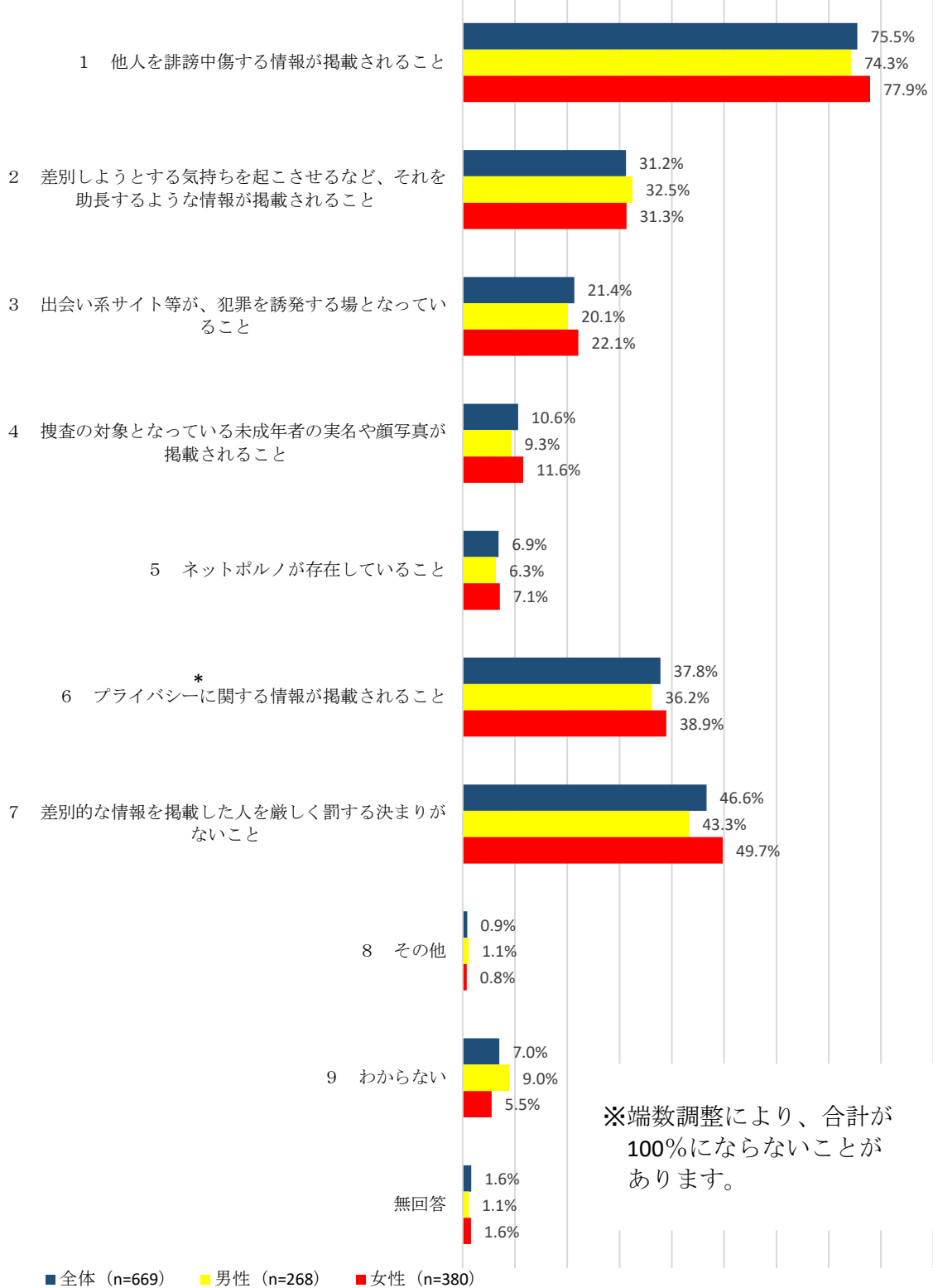
また、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、令和6年（2024年）に「情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）」が成立し、大規模プラットフォーム事業者*に対し、対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置の義務づけなど、制度的な見直しが行われました。

このような状況を踏まえ、広く市民に対して、個人情報の取扱いや、プライバシー・名誉に対する正しい理解を促し、インターネット上の誹謗中傷、個人情報やプライバシー情報、事実でない情報の拡散が、深刻な人権侵害につながることを知っていただくため、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル*・情報リテラシー*について啓発を推進する必要があります。

インターネットを使った人権侵害の問題

「市民意識調査」より

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 70.0% 80.0% 90.0%



※端数調整により、合計が100%にならないことがあります。

「重点取組項目」

- ① 社会生活の中で情報や情報技術が果たす役割やその及ぼす影響に関する理解を促すとともに、情報モラル*・情報リテラシー*の必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ② 尾道市次世代育成のための電子メディア対策委員会と連携し、家族ふれあいデー、「電子メディアとの付き合い方」の標語募集、電子メディアに係る被害者にも加害者にもならないための自己発信責任についての啓発等の各種取組を推進します。
- ③ インターネットへの悪質な書込みなど、不適切なものをモニタリング（監視）し、プロバイダ*に対し当該書込みの削除を求めることを継続します。



10 性的指向・性自認

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、「性的指向*・性自認*（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところであり、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされていますが、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウトティング*）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。

そうした中、令和5年（2023年）6月には性的指向や性自認にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。

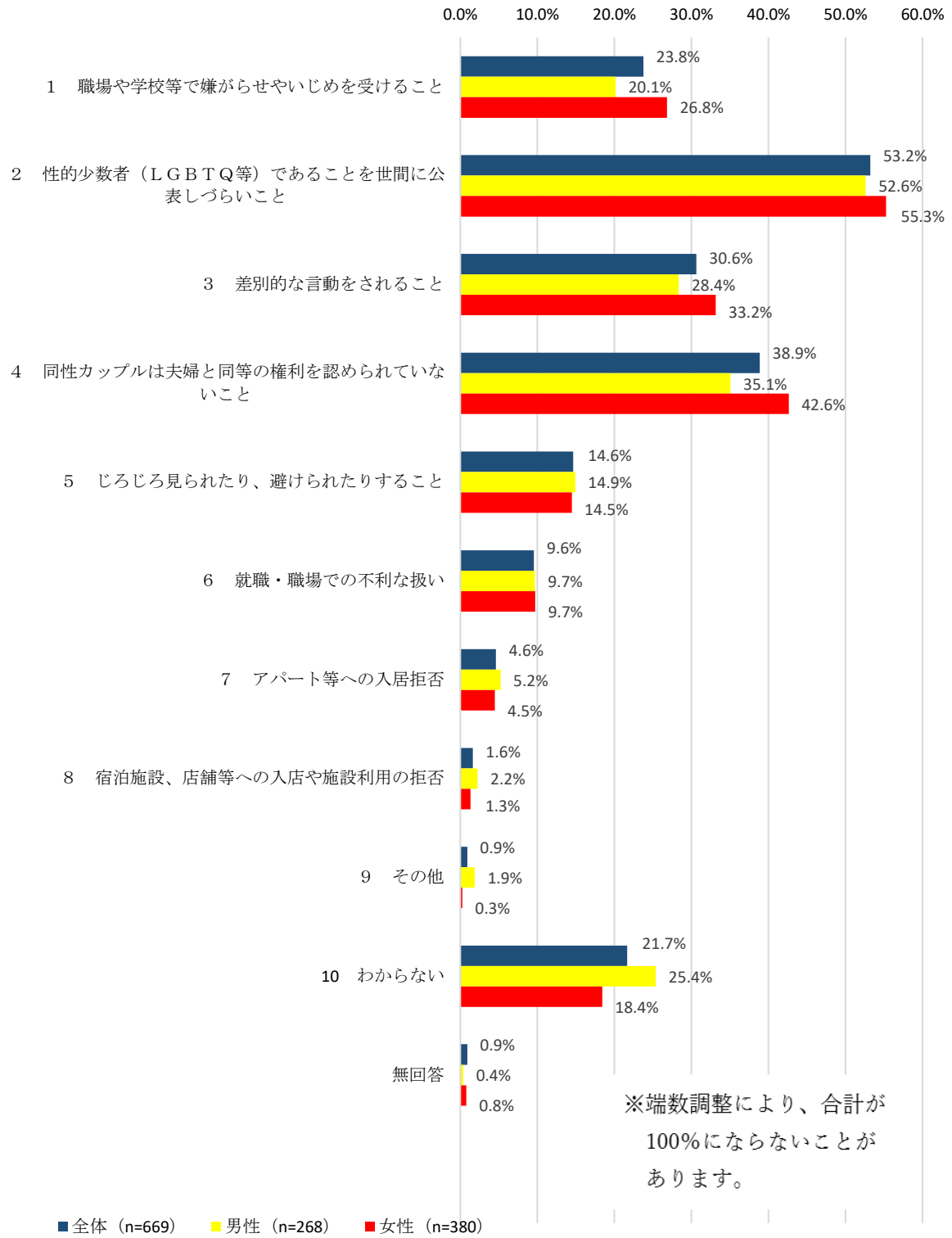
また、同性カップルの関係を認知するパートナーシップ宣誓制度*を導入する自治体が全国的に増えているほか、司法の場においても、同性婚を禁止する民法の規定について「違憲」や「違憲状態」との判断が示されるなど、同性カップルの権利拡大についても議論されているところです。

「市民意識調査」においては、「性的少数者に関する人権について、どのような問題があると思うか」を聞いたところ、「性的少数者（LGBTQ等）*であることを世間に公表しづらいこと」53.2%、「同性カップルは夫婦と同等の権利を認められていないこと」38.9%、「差別的な言動をされること」30.6%となっています。

このような状況を踏まえ、当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。

性的少数者*に関する人権の問題

「市民意識調査」より



「重点取組項目」

- ① より多くの市民が、自分の周りに、性的指向*・性自認*に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布、パネル展示など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、市民の理解を推進します。
- ② 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など、人権啓発に携わる人に対して、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。
- ③ 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、「性」に関することやこころの健康に関することなどの相談窓口を気軽に利用できるよう、効果的に窓口の認知度の向上を図ります。
- ④ パートナーシップ宣誓制度*等について、国の動向を注視しつつ、制度の研究に努め、多様性に配慮した政策を推進します。



11 その他の人権問題

【孤独・孤立の問題】

令和6年（2024年）に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すために、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組が定められました。

本市においては、法施行以前より、孤独・孤立の問題を重要な課題であるとして、令和4年度（2022年度）から講演による啓発や多機関協働による連携に基づく包括的支援に取り組んでいます。

また、ひきこもりの状態にある人やその家族及び権利擁護に関する課題を抱える人への支援体制の構築及び孤独・孤立のない地域づくりを重点課題とし、官民協働の水平的連携によって、孤独・孤立対策を推進しています。

【刑を終えて出所した人】

平成28年（2016年）に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するなど、再犯防止施策を推進することとされています。本市においても、令和2年度（2020年度）から5年を区切りとした「尾道市再犯防止推進計画」を策定しています。

しかしながら、根強い偏見や差別意識により、極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことが困難となっています。また、未決拘禁者（被告人及び被疑者）の人権も守られる必要があります。

さらに、高齢者犯罪では、受刑者の高齢化が進み、要介護者も増加しており、一部の刑務所では高齢者施設の様相を呈しており、頼る身寄りのない高齢の出所者が、衣食住を満たすために軽犯罪を繰り返す場合もあり、「貧困」、「犯罪」、「認知機能の低下」などが複雑に絡み合った問題となっています。

【アイヌの人々】

アイヌ*の人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年（2019年）に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

このような状況を踏まえ、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。平成14年（2002年）年9月の日朝首脳会談を経て、同年に5名の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については、いまだに帰国が実現していません。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが求められます。

ほかにもホームレスに対する偏見や差別の問題、人身取引（トラフィッキング*）の問題、震災等の災害に起因する偏見や差別の問題など、様々な人権問題があります。

このような様々な人権にかかわる問題に対して、すべての人々の人権が尊重され、ウェルビーイング*を実感できる地域社会づくりに向け、人権に関する知識の普及や差別や偏見の解消に向けた啓発を推進していく必要があります。

第4章 推進体制の確立

1 推進体制

人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくために、全庁的又は関係所管課間において綿密な連携を図ります。

また、人権に関する知識や経験を有する有識者などで構成する「尾道市人権啓発推進プラン検討委員会」に対し、必要な意見や助言を求め、施策に反映していきます。

2 関係機関・各団体との連携・協力

人権啓発の推進にあたっては、行政機関、市民団体及び企業等の果たす役割が極めて大きいと言えます。

また、現在活動している NPO*等の既存団体に加え、各課題に取り組む新たな団体と連携していくことが必要です。

人権啓発について、それぞれの立場からこれらの機関、団体等が窓口としての相談窓口を充実させるとともに、当該窓口担当者同士が情報を共有できるなど、互いに有機的な関係性を保ちながら推進することが重要であることから、これらの関係者との連携・協力関係の構築に努めます。

3 プランのフォローアップ及び見直し

人権啓発の状況について、外部有識者による定期的な点検を実施するとともに、講演会等で回収したアンケートのご意見を以後の啓発活動に反映させるなど、プランのフォローアップに努めます。

人権をめぐる国際的潮流や国内の社会情勢、国及び県の動向等を考慮し、適切に対応するため、必要に応じてプランの見直しを行います。

資料

○ 用語解説

※前ページまでの文章中の「*」箇所に対応しています。

あ行		記載 ページ
アイヌ	北海道に先住していた民族のこと。アイヌ語では、「人間・ひと」を意味し、「ほんとうに立派な人」という使い方をする誇り高い言葉。	6 39
アウトティング	本人から了解を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に暴露すること。	35
ウェルビーイング (Well-Being)	「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」を意味する概念。	2 39
HIV (ヒト免疫不全ウイルス)	“Human Immunodeficiency Virus”の略語。外部からの病原体に対する抵抗力を支える抗体をつくるリンパ球に取り付いて増殖し、その細胞の働きを壊すウイルスのことで、感染力はウイルスの中でもきわめて弱い。	25 29
SNS	“Social Networking Service”の略で、インターネット上で交流できる仕組みのこと。	10 20 32
SDGs (持続可能な開発目標)	平成13年(2001年)に策定されたMDGs(ミレニアム開発目標)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。	22
NPO	“Non-Profit Organization”又は“Not-for-Profit Organization”の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。	40
か行		記載 ページ
こころのバリアフリー	バリアフリーは、多様な人が社会に参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。それを建物や交通機関などの物質的なバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる精神的なバリアフリーまで広げていくこと。	16 18
さ行		記載 ページ
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。	32 34
情報リテラシー	情報を使いこなす能力のこと。	32 34

さ行		記載 ページ
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情、その感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情により、特定の者又はその家族等に対し、つきまとい、まぢぶせ、押しかけや無言電話などの迷惑行為を繰り返す者のこと。	7 8 9
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。	35 37
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。	35 37
性的マイノリティ・性的少数者(LGBTQ等)	身体の性と心の性が一致しており、恋愛対象が異性である人が多数者であることに対して、そうではない人。LGBTQという言葉で表すことがある(L=レズビアン(女性同性愛者)、G=ゲイ(男性同性愛者)、B=バイセクシュアル(両性愛者)、T=トランスジェンダー(性同一障がいなどの性的違和を持つ人)、Q=クエスチョン(わからない、迷っている、決めたくない人))が、それ以外の表記で表すこともあり、5つのカテゴリー以外の人々も存在する。	6 35 36
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。行為を受けた人が嫌悪を感じたかが決め手となる。いわゆる、暴力、脅迫がなくても、地位や権力を利用した性的な行為は該当し、職場のみならず、学校においても同様である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、猥褻な写真の掲示など様々なものが含まれる。	7 8
た行		記載 ページ
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	12 16
DV 〔ドメスティック・バイオ レンス〕 (配偶者等からの暴 力)・デートDV	配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、社会的暴力(交友の制限など)も含まれる。また、交際中の異性に対するものをデートDVという。	7 8
トラフィッキング (人身取引)	国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。	39

な行		記載 ページ
ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すこと。	16 18
は行		記載 ページ
パートナーシップ宣誓制度	一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係(パートナーシップ)である旨の宣誓書を提出し、自治体が受領証等を交付する制度。	35 37
ハンセン病	1873年にノルウェーのハンセンが発見した「らい菌」の感染によって、皮膚と主に皮膚や筋肉に張りめぐらされた神経(末梢神経)などがおかされる病気。	6 25 27 28 29
プライバシー	個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利のこと。	25 30 31 32 33
プラットフォーム事業者	プラットフォーム(サービスやシステム、ソフトウェアを提供等するために必要な「共通の土台(基盤)となる標準環境」)を運営する事業者のこと。	32
プロバイダ	インターネット接続サービス提供事業者。	21 32 34
ヘイトスピーチ	特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。	22 23
ま行		記載 ページ
マタニティ・ハラスメント	職場において、妊娠・出産した人に対し、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。 平成28年(2016年)3月に男女雇用機会均等法が改正され、マタハラ防止措置義務が新設され、平成29年(2017年)1月1日から施行された。	8
や行		記載 ページ
ヤングケアラー	家族に世話を要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面の支援を行っている18歳未満のこどものこと。	12
ら行		記載 ページ
ライフステージ	人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階のこと。	18
LINE	友だちや家族と、1対1から複数人まで、音声通話やビデオ通話を利用できるSNSのひとつ	32

○ 人権などに関する相談窓口一覧

令和6年7月1日 現在

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※ 「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
○ 犯罪被害者等			
犯罪被害者等 相談・支援	広島県 犯罪被害者等 支援総合窓口	082-544-1110	月～土(祝等除く) 9:00～17:00 ※面談相談は、 事前連絡が必要
	広島県警察本部 警務部 警察安全相談課 被害者支援室	082-228-9110	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	広島県警察 尾道警察署	0848-22-0110	
	公益社団法人 広島被害者支援センター	082-544-1110	毎週月～土曜日 (祝日、8/13～8/16 12/28～1/4を除く) 9:00～17:00
(福山相談室)毎月第2火曜日 13:00～16:00(要電話予約)			
		(呉相談室)毎月第2金曜日 13:00～16:00(要電話予約)	
市町における 相談窓口	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課	0848-37-2631	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
○ 「性」に関する相談窓口			
「性的マイノリティ」 に関する相談	よりそいホットライン	0120-279-338 (聞き取りの難しい方は FAX 0120-773-776)	24時間(年中無休) 通話料無料
	エソール広島LGBT電話相談 (公財)広島県男女共同参画財団)	082-207-3130	毎週土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)
○ 性犯罪等			
性犯罪・性被害に 関する相談	性被害ワンストップセンターひろしま	082-298-7878 (直通ダイヤル)	24時間365日
	内閣府男女共同参画局 ワンストップ支援センター	#8891 (全国共通無料ダイヤル)	最寄りのワンストップ支援センターにつ ながる
	Cure time(キュア タイム)	SNS、メールによる相談 (Cure timeで検索)	17:00～21:00 SNS相談(外国語対応)、メール 相談(日本語のみ)
	警察庁 性犯罪被害相談電話	#8103 (全国共通ダイヤル)	発信場所を管轄する都道府県警察の 性犯罪被害相談電話につながる
	広島県警察本部 性犯罪相談電話	0120-630-110 (直通ダイヤル)	月～金 8:30～17:15 (祝休日、年末年始及び、上記時間以 外は担当者以外が担当する場合あり)
○ 教育			
教育に関する相談	尾道市 教育相談コーナー	0848-37-2983	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
体罰、セクシュアル・ ハラスメント、パワー ハラスメントなどに 関する相談	尾道市教育委員会 学校経営企画課 学校経営支援室	0848-20-7453	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
教育支援センター 教育相談	尾道市 教育委員会 教育指導課 (豊かな心と体育成係)	0848-20-7454	月～金(祝等を除く) 8:30～17:15
	尾道市教育支援センター (千光寺さくら) (因島はっさく)	0848-24-1825 0845-24-0071	月～金(祝等を除く) 9:00～15:45

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
○ 消費			
消費生活相談	尾道市消費生活センター	0848-37-4848	月～金(祝等除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
	広島県消費生活センター	082-223-6111	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
	消費者ホットライン	188	平日は市のセンターに、 土・日・祝日(年末年始除く)は 国民生活センター (10:00～16:00)につながります。
○ 女性			
女性のための 相談窓口	NPO(特定非営利活動)法人 ホッとる一むふくやま	080-3127-4375	毎日 9:00～17:00
女性に関する相談 (DV、その他 女性に関わる相談)	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 庶務係(女性相談)	0848-38-9350	開庁日の 9:30～16:00
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係(女性相談)	0845-26-6209	
育児・母子の 健康に関する相談	総合福祉センター(健康推進課)	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	子育て世代包括支援センター ぽかぽか※	0848-36-5003	
	御調保健福祉センター	0848-76-2235	
妊娠・出産・ 子育て相談 (子育て世代 包括支援センター ぽかぽか※)	子育て世代包括支援センター ぽかぽか※	尾道市総合福祉センター内 0848-36-5003	月～金(祝等除く) 9:00～16:00
	ぽかぽか※みつぎ	御調保健福祉センター内 0848-76-2235	
	ぽかぽか※せとだ	瀬戸田保健福祉センター内 0845-27-3849	
	ぽかぽか※おのみち	Rキッズ☆ステーション尾道内 0848-37-2409	月～金(祝等除く) 9:00～16:00
	ぽかぽか※ひがしおのみち	ベイタウン尾道組合会館内 0848-55-7117	
	ぽかぽか※いんのしま	芸予文化情報センター内 0845-22-1545	
	ぽかぽか※むかいしま	向島認定こども園内 0848-29-9021	
生活上の悩みごと (家庭不和、配偶者 からの暴力等)	広島県 女性総合センター エソール広島 (公益財団法人 広島県男女共同参画財団)	082-247-1120	毎日 10:00～16:00 (水・日・祝日・年末年始を除く)
子ども、女性に 関する相談	チャイルドラインびんご	0120-927-874	第1・3月曜日 16:00～21:00 第2・4土曜日 16:00～21:00
困難な問題を抱え る女性のさまざまな 悩みに関する相談	厚生労働省 女性相談支援センター	#8778 (全国共通短縮ダイヤル)	電話をかけてきた所在地の女性 相談支援センターにつながる

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
女性に関する相談 (配偶者等からの暴力に関する相談)	広島県 東部こども家庭センター 三原支所	0848-36-6713	月～金 10:15～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	広島県 西部こども家庭センター (女性相談支援センター・ 配偶者暴力相談支援センター)	082-254-0391	月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
	広島県 休日・夜間電話相談	082-254-0399	月～金 17:00～20:00 土・日・祝日(年末年始を除く) 10:00～18:00
女性の人権に関する相談	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 (相談時間外は留守番電話)
配偶者やパートナーから受けている様々な暴力(DV)についての相談	内閣府男女共同参画局 DV相談+(プラス)	0120-279-889 DV相談+で検索	24時間365日対応 メール相談(24時間受付) チャット相談(12:00～22:00) 10か国語対応(チャット)
	内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ	#8008 (全国共通ダイヤル)	最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる
女性のための相談窓口 (DV・ストーカー・男女間トラブル等の相談)	尾道警察署 駅前交番 女性安全ステーション	0848-22-7234	24時間 (尾道交番不在時は尾道警察署へ)
	尾道警察署(浦崎町を除く) 福山西警察署(浦崎町)	0848-22-0110 084-933-0110	緊急を要する場合は110番に通報
○ 高齢者			
高齢者虐待・権利擁護など 高齢者福祉に関する相談	尾道市 福祉保健部 高齢者福祉課 高齢者福祉係	0848-38-9137	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	尾道市 御調保健福祉センター 健康福祉係	0848-76-2235	
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6210	
施設従事者等による 高齢者虐待に関する相談	尾道市 福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険係	0848-38-9440	
高齢者虐待・権利擁護・ 消費者被害、介護や福祉サービスの 利用・認知症等、高齢者の総合相談 に関する窓口	尾道市地域包括支援センター	0848-56-1212	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	// 北部地域包括支援センター	0848-76-2495	
	// 西部地域包括支援センター	0848-21-1262	
	// 東部地域包括支援センター	0848-56-0345	
	// 向島地域包括支援センター	0848-41-9240	
	// 南部地域包括支援センター 瀬戸田支所	0845-24-1248 0845-27-3847	
介護や福祉サービスの 利用・認知症等、 高齢者の総合相談 に関する窓口	尾道市老人介護支援センター ひかり苑	0848-38-0900	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	尾道市老人介護支援センター 星の里	0848-37-7277	
	尾道市老人介護支援センター ひららの郷	0848-21-2224	
	尾道市老人介護支援センター はなの苑	0848-20-6320	

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
○ 外国人			
外国人相談窓口	尾道市 総務部 秘書広報課 広報広聴係	0848-38-9395	8:30~17:15(祝等除く)
一般相談(暮らし全般に関する相談・専門相談の予約など)	公益財団法人 ひろしま国際センター	0120-783-806	月~金 10:00~19:00 土 9:30~18:00
専門相談(在留資格・社会保険・労働・法律問題など)			木・土 10:00~16:00 毎月第4木曜日 14:00~19:00
外国人のための相談	外国人のための人権相談所 (広島法務局人権擁護部 ※広島合同庁舎3号館4階)	0570-090-911	月~金(祝等除く) 8:30~17:15 ※通訳(要予約) 10か国語対応
○ こども			
子育て支援、福祉、子育ての悩みなど家庭児童に関する相談、虐待に関する相談	尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係(家庭児童相談員)	0848-38-9219	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
子育て・ひとり親家庭相談	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係(母子父子自立支援員)	0845-26-6209	月~金(祝等除く) 9:00~16:00
子育ての困りごと	児童家庭支援センター まごころ	0848-24-0556	月~土(祝日等除く) 9:00~17:30
児童・児童虐待・家庭相談	広島県 東部こども家庭センター 三原支所	0848-36-6711	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
こども、女性に関する相談	チャイルドラインびんご	0120-927-874	第1・3月曜日 16:00~21:00 第2・4土曜日 16:00~21:00
ひとり親家庭相談	尾道市 福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係(就業支援専門員)	0848-38-9205	月~金(祝等除く) 10:00~16:45
	広島県ひとり親家庭サポートセンター	082-227-2377	月~金(祝等除く) 9:00~17:00 土・日・祝日電話相談 10:00~17:00 夜間(火・木のみ) 17:00~20:00
保健師・栄養士・心理士・保育士による妊娠、出産、子育て相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	
	子育て世代包括支援センター 「ぼかぼか」	0848-36-5003	
保健師・栄養士による子育て相談	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 健康推進課	0845-22-0123	
保健師による子育て相談	尾道市 瀬戸田福祉保健センター	0845-27-3849	
不登校、いじめなどに関する相談	教育相談コーナー	0848-37-2983	月~金(祝等除く) 9:00~17:00
	教育支援センター(千光寺さくら)	0848-24-1825	月~金(祝等除く) 9:00~15:45
	教育支援センター(因島はっさく)	0845-24-0071	

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
子どもの非行・学業・感情・家庭・いじめ問題などの相談	青少年相談室	0848-37-9459	月～金(祝等除く) 9:00～15:30
いじめなど子どもの人権に関する悩みの相談	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
子どもの心の育ちや行動、言葉や運動など発達に関する相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※発達相談員等による相談は要予約
	尾道市 因島総合支所 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 瀬戸田保健福祉保健センター	0845-27-3849	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
子どもの非行や被害に関する事、立ち直り支援に関する事	ヤングテレホン広島(広島県警察 少年サポートセンター)	082-228-3993	24時間対応(休日・夜間は当直対応)
	少年サポートセンターふくやま	084-925-7011	月～金(祝等除く) 9:00～17:00
養育医療に関する相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 すこやか親子係	0848-24-1960	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
養育費・面会交流相談	養育費相談支援センター(公益社団法人 家庭問題情報センター)	0120-965-419(携帯不可) 03-3980-4108	月・火・木・金 10:00～20:00 水 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00 メール相談 info@youikuhi.or.jp
○ 心			
自殺対策相談窓口	尾道市 福祉保健部 健康推進課 元気づくり係	0848-24-1962	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	尾道市 因島総合支所内 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
悩みごと全般に関する相談	広島いのちの電話	082-221-4343	毎日24時間
	県自殺予防いのちの電話	0120-375-568	毎月20日の8:00～20:00 通話料無料
	全国自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎月10日の8:00～翌8:00 通話料無料
こころの相談	尾道市 福祉保健部 健康推進課 元気づくり係	0848-24-1962	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※公認心理士等による相談は要予約
	尾道市 因島総合支所内 健康推進課	0845-22-0123	
	尾道市 御調保健福祉センター	0848-76-2235	
心の健康相談	広島県 東部保健所 保健課	0848-25-2011	月～金(祝等除く) 8:30～17:15 ※精神科医師による相談は要予約
広島県こころの悩み相談【コロナ関連】	広島県立総合精神保健福祉センター	080-1577-4774	平日 9:00～12:00 13:00～16:00
広島ひきこもり相談支援センター	広島ひきこもり相談支援センター 東部センター(特定医療法人 仁康会 小泉病院)	0848-66-0367	月・水・木・金・土(祝日を除く) 9:00～17:00
よりそいホットライン	一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間対応(年中無休) 通話料無料

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
○ 各種相談			
法律相談等窓口	尾道市 総務部 秘書広報課 広報広聴係	0848-38-9395	開庁日の 8:30~17:15
○ 日常生活の悩み・福祉に関する相談窓口			
日常生活の悩み・ 福祉に関する相談	尾道市社会福祉協議会	0848-21-0322	専門相談 (弁護士・司法書士等 予約制) 一般相談 (福祉まるごと相談窓口) こころの相談 (毎週月曜日)
ボランティアコスモス 日常の悩み事、 心配事など	くらしサポートセンター尾道 (尾道市社会福祉協議会)		月曜日 10:00~12:00 13:00~16:00
○ 障害のある人			
障害者手帳や 障害者福祉サービス の利用などに 関する相談	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	0848-38-9125	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6209	
	障害者サポートセンター はな・はな	0848-29-5002	月~金 9:00~17:30 (祝日・お盆・年末年始を除く)
	障害者サポートセンター はな・はな (因島・瀬戸田相談センター)	0845-23-7020	月~金 9:00~17:30 (お盆・年末年始を除く)
発達障害に 関する相談	広島県発達障害者支援センター	082-490-3455	月~金(祝等除く) 9:00~17:00
	広島県東部こども家庭センター	084-951-2340	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	こども発達支援センター (未就学の子どものみ)	084-928-1351	
障害者の虐待防止に 関する相談	尾道市障害者虐待防止センター (社会福祉課 障害福祉係)	0848-38-9124	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市障害者虐待防止センター 因島・瀬戸田センター (因島福祉課 福祉係)	0845-26-6209	
	広島県障害者権利擁護センター	082-569-5151	月~金(祝等除く) 8:30~17:30
障害者差別解消法に 関する相談	尾道市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係	0848-38-9124	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島総合支所 因島福祉課 福祉係	0845-26-6209	
○ 生活貧困などの相談窓口			
生活貧困・生活保 護などに関する相 談	尾道市 社会福祉課	0848-38-9126	月~金(祝等除く) 8:30~17:15
	尾道市 因島福祉課	0845-26-6214	
生活貧困者の 自立のための相談	くらしサポートセンター尾道	0848-21-0322	月~金 9:00~12:00 13:00~16:00

※ 尾道市だけでなく、国や県、関係団体が開設しているものも含まれます。
 ※ 「受付時間など」の欄で「(祝等除く)」の、「祝等」とは「祝日・年末年始」です。

相談内容	名称	電話番号	受付時間など
○ 人権全般			
子どもの人権等、 人権問題全般の相談	特設人権相談所・ 子どもの人権相談所 (人権擁護委員) 尾道市役所・因島総合支所・ みつぎいこい会館・ 向島支所・瀬戸田支所	0848-23-2883 広島法務局 尾道支局	開設日は市広報に掲載
人権全般に 関する相談	みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110 ※最寄りの法務局・地方法務局 又はその支局につながります	月～金(祝等除く) 8:30～17:15
	広島法務局 尾道支局	0848-23-2882	
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 人権文化センター (人権相談員)	0848-37-2631	月～金(祝等除く) 9:00～15:30
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 因島ふれあいセンター (人権相談員)	0845-24-2160	月～金(祝等除く) 9:00～12:00 13:00～15:00
	尾道市 市民生活部 人権男女共同参画課 因島三庄ふれあいセンター (人権相談員)	0845-22-9006	
	尾道市大田ふれあい館	0848-46-1056	月～金(祝等除く) 9:30～16:15
	尾道市福田ふれあい館	0848-55-0047	月～金(祝等除く) 8:30～15:15
	尾道市向島ふれあい館	0848-44-1250	月～金(祝等除く) 10:00～14:00

※ この一覧表についての問い合わせ先:人権男女共同参画課(TEL:0848-37-2631)

○ 尾道市人権啓発推進プラン検討委員会委員名簿

(敬称略)

名前	推薦団体		備考
手島 洋	県立広島大学	保健福祉学部 人間福祉学科講師	委員長
空中 眞知子	尾道市 人権擁護委員会	副会長	
三阪 裕加	尾道人権啓発企業 推進協議会	(会長：尾道造船) 尾道造船人事課主事	
村上 瑞	尾道市 社会福祉協議会	くらし支援課主任	
佐藤 邦男	広島弁護士会	広島みらい法律事務所	副委員長
高橋 泰宏	広島法務局	尾道支局長	
前川 洋平	尾道市	市民生活部長	

任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日

○ 尾道市人権啓発推進プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権尊重社会の早期実現に向けて人権啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定した尾道市人権啓発推進プラン（平成19年3月策定）について、昨今の本市を取り巻く情勢及び複雑化する人権課題へ対応し、より効果的なものとするため、尾道市人権啓発推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 尾道市人権啓発推進プランの内容検討に関する事項
- (2) その他尾道市人権啓発推進プランに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 最初の会議の招集については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

尾道市人権啓発推進プラン

発行年月 令和7年3月
発行 尾道市
編集 尾道市市民生活部人権男女共同参画課
TEL 0848-37-2631
FAX 0848-37-6631